

ID: 4

担当部署: 総務政策課

処分の概要	庁舎の目的外使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町庁舎等管理規則 第4条ただし書		
例規番号	平成20年規則第17号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (庁舎の目的外使用)</p> <p>第4条 庁舎は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用してはならない。ただし、使用の目的、内容が町の事務の遂行を妨げず、かつ、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障がないと認められるもので、特に町長が許可した場合は、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5

担当部署: 総務政策課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町庁舎等管理規則 第5条ただし書		
例規番号	平成20年規則第17号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (物品販売等の禁止)</p> <p>第5条 何人も庁舎において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為が庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障がないと認められるもので、特に町長が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 庁舎における物品の販売、宣伝勧誘その他これらに類する行為</p> <p>(2) 庁舎に公共又は公用を目的とする以外の広告物(ビラ、ポスターその他これらに類するものを含む。以下同じ。)を掲げ、又は貼る行為</p> <p>(3) 庁舎において、旗、のぼり、幕、宣伝ビラ、プラカード、その他これらに類するもの又は拡声器、宣伝カー等を所持し、又は持ち込もうとする行為</p> <p>(4) 庁舎において、テントその他これらに類する施設を設置する行為</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 9

担当部署: 総務政策課

処分の概要	公文書の開示の決定
例規名 根拠条項	木曾岬町情報公開条例 第11条第1項
例規番号	平成12年条例第25号
<p>【基準】</p> <p>第5条から第9条まで、第11条、第13条及び第14条の規定による。 (開示請求権)</p> <p>第5条 何人も、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。 (公文書の開示義務)</p> <p>第6条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定又は慣行により、何人でも閲覧することができる情報</p> <p>イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>エ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の地位及び職務</p> <p>(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>イ 人の財産又は生活を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ ア又はイに掲げる情報のほか、これらに準ずるものとして開示することが公益上必要であると認められる情報</p> <p>(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>(5) 町と国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体(以下「国等」という。)</p>	

との協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、町と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(6) 町の機関内部又は町と国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると認められるもの

(7) 町又は国等が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
(部分開示)

第7条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、公文書の開示を求める趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第6条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(出資法人の情報公開)

第9条 町が出資している法人であって、当該出資法人の資本金、基本財産又はこれに類するもののうち2分の1以上の額を町が出資しているものは、その管理する情報について開示するよう努めるものとする。

(開示請求権)

第5条 何人も、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定又は慣行により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の地位及び職務

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益

が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- イ 人の財産又は生活を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ ア又はイに掲げる情報のほか、これらに準ずるものとして開示することが公益上必要であると認められる情報

- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの
- (5) 町と国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体(以下「国等」という。)との協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、町と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 町の機関内部又は町と国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると認められるもの
- (7) 町又は国等が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
(部分開示)

第7条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、公文書の開示を求める趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第6条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(出資法人の情報公開)

第9条 町が出資している法人であって、当該出資法人の資本金、基本財産又はこれに類するもののうち2分の1以上の額を町が出資しているものは、その管理する情報について開示するよう努めるものとする。

(公文書の開示の決定等)

第11条 実施機関は、前条に規定する請求があったときは、当該請求のあった日から起算して15日以内に、当該請求に対する公文書の開示をするかどうかの決定を行わなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、同項に規定する期間を45日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定を行える時期を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を請求者に書面をもって通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により、公文書の開示をしない旨の決定(第7条の規定による公文書の部分開示の決定を含む。)を行ったときは、その理由を前項の書面に記載して、通知しなければならない。この場合において、当該公文書に記録されている情報が期間の経過により開示できることが明らかであり、かつ、その時期が明示できるときは、その時期を付記し

なければならない。

5 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求のあった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限
(不存在文書に係る手続)

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求があった日から起算して15日以内に、当該公文書が存在しないことを理由として非開示を決定し、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第14条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該開示請求を拒否することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により公文書の存在の有無を明らかにしないときは、開示請求があった日から起算して15日以内に、その旨を決定しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかにその理由を付記した書面により通知しなければならない。

標準処理期間	当該請求のあった日から起算して15日以内(第11条第1項)		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 10

担当部署: 危機管理課

処分の概要	開示の請求に対する決定
例規名 根拠条項	木曾岬町個人情報保護条例 第15条第1項
例規番号	平成15年条例第1号
<p>【基準】</p> <p>第13条及び第15条から第19条までの規定による。 (開示の請求)</p> <p>第13条 本人は、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による開示請求は、実施機関が別に定めるところにより、代理人によってすることができる。 (開示の請求に対する決定及び通知)</p> <p>第15条 実施機関は、開示請求書を受理した日から起算して15日以内(特定個人情報に係る開示請求にあつては、30日以内)に、当該開示請求に係る個人情報の開示をする旨又はしない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により同項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を45日以内(特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30日以内)に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかにその延長の期間及び延長の理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに当該決定の内容を書面により開示請求者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定(第18条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を実施機関が保有していないときを含む。)をしたときは、同項の書面に、当該決定の理由を付記しなければならない。</p> <p>5 前項の場合において、実施機関は、一定の期間の経過により当該個人情報を開示できることが明らかであるときは、その旨を第3項の規定による通知書に併せて付記しなければならない。</p> <p>6 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。</p> <p>7 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示請求に係る個人情報が当該実施機関以外のものとの間における協議、依頼等により作成し、又は取得したものであるときは、必要に応じそのものの意見を聴くことができる。 (開示決定等の期限の特例)</p> <p>第16条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求書を受理した日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等をする事により、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実</p>	

施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限
(開示しないことができる個人情報)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 法令等の規定により又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国、県の機関の指示により、本人に開示をすることができないと認められるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該又は同種の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるもの
- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
- (4) 第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (5) 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示請求者に開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの
- (6) 実施機関内若しくは実施機関相互間又は町と国等との間における審議、調査、検討等に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生じるおそれがあるもの
- (7) 検査、監査、取締り、入札、試験、交渉、争訟、人事等の事務事業に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該若しくは同種の事務事業の目的を失わせ、又はこれらの事務事業の公正又は円滑な執行に支障を生じるおそれがあるもの
- (8) 開示請求者に開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがあるもの
- (9) 未成年の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することにより、当該未成年者の権利利益を侵害するおそれがあるもの

(個人情報の記録の存否に関する情報)

第18条 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る個人情報の存否を答えるだけで、前条各号の規定により保護しようとする利益を害することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を示さずに、当該個人情報の開示をしないことができる。

(部分開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に第17条の規定により開示をしないことができる個人情報が含まれている部分がある場合において、当該部分を容易に分離することができ、かつ、分離することにより開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該部分を除いて、開示しなければならない。

標準処理期間	開示請求書を受理した日から起算して15日以内(特定個人情報に係る開示請求にあつては、30日以内)(第15条第1項)
---------------	---

備考

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

担当部署: 危機管理課

処分の概要	訂正等の請求に対する決定
例規名 根拠条項	木曾岬町個人情報保護条例 第25条第1項
例規番号	平成15年条例第1号
<p>【基準】</p> <p>第21条から第23条まで及び第25条の規定による。 (訂正の請求)</p> <p>第21条 本人は、この条例の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。</p> <p>2 第13条第2項の規定は、前項の規定による請求について準用する。 (削除の請求)</p> <p>第22条 本人は、この条例の規定により開示を受けた自己に関する個人情報(情報提供等記録を除く。)が第7条の規定に違反して収集されたと認めるとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。)に記録されていると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>2 第13条第2項の規定は、前項の規定による請求について準用する。 (利用停止の請求)</p> <p>第23条 本人は、この条例の規定により開示を受けた自己に関する個人情報(情報提供等記録を除く。)が第8条から第8条の3までの規定に違反していると認めるとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されていると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の利用の停止又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。</p> <p>2 第13条第2項の規定は、前項の規定による請求について準用する。 (訂正等の請求に対する決定及び通知)</p> <p>第25条 実施機関は、訂正等請求書を受理した日から起算して30日以内に、訂正等の請求に応じるかどうかの決定(以下「訂正等決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により同項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかにその延長の期間及び延長の理由を書面により前条に規定する請求書を提出した者(以下「訂正等請求者」という。)に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、訂正等決定等をしたときは、速やかに当該決定の内容を書面により訂正等請求者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、実施機関は、訂正等請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正等に応じない旨の決定をしたときは、同項の書面に、当該決定の理由を付記しなければならない。</p>	

標準処理期間	訂正等請求書を受理した日から起算して30日以内(第25条第1項)		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 14

担当部署: 総務政策課

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例 第4条第1項		
例規番号	平成28年条例第4号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (手数料の減免)</p> <p>第4条 審理員(法第9条第1項ただし書の規定により審理員の指名をしない場合は審査庁)又は木曾岬町行政不服審査会は、第2条各号に掲げる事務に係る交付(以下この項及び次項において「交付」という。)を受ける審査請求人又は参加人(以下この条において「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員、審理員(法第9条第1項ただし書の規定により審理員の指名をしない場合は審査庁)又は木曾岬町行政不服審査会に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p> <p>4 手数料を徴収する事務が第2条第3号又は第4号の事務である場合の第1項の規定の適用については、同項中「審理員(法第9条第1項ただし書の規定により審理員の指名をしない場合は審査庁)又は木曾岬町行政不服審査会」とあるのは、「木曾岬町選挙管理委員会」とする。</p> <p>5 手数料を徴収する事務が第2条第5号の事務である場合の第1項の規定の適用については、同項中「審理員(法第9条第1項ただし書の規定により審理員の指名をしない場合は審査庁)又は木曾岬町行政不服審査会」とあるのは、「固定資産評価審査委員会」とする。</p> <p>6 前2項に規定するもののほか、法第38条第5項の規定を他の法律の規定において準用する場合の第1項の規定の適用についての必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 16

担当部署: 危機管理課

処分の概要	使用料の減免							
例規名 根拠条項	木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例 第4条第2項							
例規番号	平成19年条例第1号							
<p>【基準】</p> <p>第4条並びに木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例施行規則第3条及び別表の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 コミュニティバスを利用しようとする者は、1回利用するごとに200円の使用料を納めるものとする。</p> <p>2 使用料の割引については規則で定めるものとする。</p> <p>(使用料の割引)</p> <p>第3条 使用料の割引については、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>割引等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全路線</td> <td>未就学児は無料</td> </tr> <tr> <td>高校生以下並びに65歳以上及び障害者手帳等の所持者は半額 1,000円回数券は100円券を11枚綴ったものとし、1冊1,000円とする</td> </tr> </tbody> </table>				路線名	割引等	全路線	未就学児は無料	高校生以下並びに65歳以上及び障害者手帳等の所持者は半額 1,000円回数券は100円券を11枚綴ったものとし、1冊1,000円とする
路線名	割引等							
全路線	未就学児は無料							
	高校生以下並びに65歳以上及び障害者手帳等の所持者は半額 1,000円回数券は100円券を11枚綴ったものとし、1冊1,000円とする							
標準処理期間	15日							
備考								
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日					

ID: 17

担当部署: 危機管理課

処分の概要	使用の許可
例規名 根拠条項	木曾岬町防災センター設置条例 第6条第1項
例規番号	平成29年条例第20号
<p>【基準】</p> <p>第5条から第7条まで及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用者の範囲)</p> <p>第5条 センターを使用できるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 防災活動に従事している団体 (2) 防災活動を支援している団体 (3) 河川環境の保全に資する活動に従事している団体 (4) その他前3号に掲げる団体に類するものとして町長が認める団体 (使用の許可)</p> <p>第6条 センターを使用しようとするものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 許可に係る事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。 3 町長は、前2項の許可に、センターの管理上必要な条件を付することができる。 (使用の不許可)</p> <p>第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。 (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (4) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。 (5) センターの管理上又は第3条の用途に支障があると認めるとき。 (6) その他町長がセンターを使用させることが不相当と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	
標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 20

担当部署: 危機管理課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町防災センター設置条例 第9条第3項ただし書		
例 規 番 号	平成29年条例第20号		
【基準】			
第9条の規定による。 (使用料)			
第9条 使用者が冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、町長が別に定める使用料を納付しなければならない。			
2 前項の使用料は、あらかじめ納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。			
3 既納の使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。			
4 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 21

担当部署: 危機管理課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町防災センター設置条例 第9条第4項		
例規番号	平成29年条例第20号		
【基準】			
第9条及び木曾岬町防災センター設置条例施行規則第8条の規定による。 (使用料)			
第9条 使用者が冷房設備又は暖房設を使用する場合は、町長が別に定める使用料を納付しなければならない。			
2 前項の使用料は、あらかじめ納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。			
3 既納の使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。			
4 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。			
(使用料の減免)			
第8条 条例第9条第4項の規定により使用料を減免することができる場合は、次に掲げるとおりとする。			
(1) 町、町の執行機関又は附属機関及び町が構成員である特別地方公共団体並びに国又は県がその行政目的のため使用するとき。			
(2) その他町が減免することについて特別の理由があると認めたとき。			
2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする使用者は、使用料減免申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。			
3 町長は、第1項の規定により使用料を減免したときは、使用料減免通知書(様式第8号)を交付するものとする。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

担当部署: 総務政策課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町行政財産目的外使用料条例 第4条第1項		
例規番号	平成20年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第4条 財産管理者等は行政財産の使用の許可をしようとするときは、総務政策課長に合議のうち、町長の決定を受けなければならない。</p> <p>2 財産管理者等は、行政財産の使用の許可をしたときは、行政財産使用許可書(様式第2号)を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 28

担当部署: 総務政策課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町行政財産目的外使用料条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	平成20年条例第22号		
【基準】			
第7条の規定による。 (使用料の還付)			
第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。			
(1) 災害その他不可抗力による事由のため当該財産が使用できなくなったとき。			
(2) 使用者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 29

担当部署: 総務政策課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町行政財産目的外使用料条例 第8条		
例規番号	平成20年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第8条 行政財産(土地又は建物に限る。)の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国及び他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。</p> <p>(2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。</p> <p>(3) 災害その他緊急やむを得ない事情により応急用の施設として使用するとき。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、町長が必要と認めるとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 32

担当部署: 住民課

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町手数料徴収条例 第7条		
例規番号	平成12年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (手数料を徴収しない事務)</p> <p>第7条 法令又は官公署の通達により処理するとき、及び町長においてやむを得ない理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。</p> <p>2 法令の規定により戸籍に関し無料で証明することができることとされているものについては、手数料を徴収しない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町立公民館の設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例規番号	昭和47年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用の許可及び取消等)</p> <p>第4条 公民館を使用しようとする者は、木曾岬町教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 次の各号の1に該当すると認められるときは、公民館の使用を許可せず、又は許可を取り消す。</p> <p>(1) 公益を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (4) その他、委員会が使用を不相当と認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町立公民館の設置及び管理に関する条例 第5条第1項ただし書		
例規番号	昭和47年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用料)</p> <p>第5条 公民館使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料(冷暖房実施中の期間については()内の金額とする。)を前納しなければならない。ただし、公用及び木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は社会教育を目的とする講習会等で使用するとき、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 すでに納付した使用料は、返還しない。ただし、使用者がその責めに帰することのできない理由により公民館を使用することができなくなったとき、又は委員会において特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町立公民館の設置及び管理に関する条例 第5条第2項ただし書		
例規番号	昭和47年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び木曾岬町立公民館の設置及び管理に関する規則第8条の規定による。 (使用料)</p> <p>第5条 公民館使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料(冷暖房実施中の期間については()内の金額とする。)を前納しなければならない。ただし、公用及び木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は社会教育を目的とする講習会等で使用するとき、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 すでに納付した使用料は、返還しない。ただし、使用者がその責めに帰することのできない理由により公民館を使用することができなくなったとき、又は委員会において特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 教育委員会は、条例第7条第2項ただし書の規定により使用者が次に掲げる場合に該当するときは、使用料を還付する。</p> <p>(1) 自己の責めにならない理由で町立公民館の使用ができなかったとき。 (2) 使用日の前3日までに許可の取消しを申請した場合</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 40

担当部署: 総務政策課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町ふるさと創生ホールの設置及び管理に関する条例 第3条第1項		
例規番号	平成元年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 創生ホールを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の使用許可をするに当たって、使用の目的、範囲、期間及びその他管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

担当部署: 総務政策課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町ふるさと創生ホールの設置及び管理に関する条例 第5条第1項ただし書		
例規番号	平成元年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用料)</p> <p>第5条 創生ホール使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は別表に定める使用料(冷暖房実施中の期間については()内の金額とする。)を前納しなければならない。ただし、公用及び木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、使用者がその責めに帰することのできない理由により、創生ホールを使用することができなくなったとき、又は特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 44

担当部署: 総務政策課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町ふるさと創生ホールの設置及び管理に関する条例 第5条第2項ただし書		
例規番号	平成元年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用料)</p> <p>第5条 創生ホール使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は別表に定める使用料(冷暖房実施中の期間については()内の金額とする。)を前納しなければならない。ただし、公用及び木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用する時、又は特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、使用者がその責めに帰することのできない理由により、創生ホールを使用することができなくなったとき、又は特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 45

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町民ホールの設置及び管理に関する条例 第5条第1項		
例規番号	平成29年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用者の範囲等)</p> <p>第5条 町民ホール(設備器具を含む。)の使用は、本町に居住する者及び本町に所在する事務所、工場等に勤務する者に限り、これらの者が町民ホールを使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めたときは、前項に規定する者以外のものに使用させることができるものとする。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の使用の許可をするに当たっては、期間その他管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 48

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町民ホールの設置及び管理に関する条例 第7条第1項ただし書		
例規番号	平成29年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 町民ホールの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料をあらかじめ納めなければならない。ただし、町又は木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 既に納付した使用料は返還しない。ただし、使用者がその責めに帰する事ができない理由により、町民ホールを使用することができなくなったとき、又は特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 49

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町民ホールの設置及び管理に関する条例 第7条第2項ただし書		
例規番号	平成29年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 町民ホールの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料をあらかじめ納めなければならない。ただし、町又は木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 既に納付した使用料は返還しない。ただし、使用者がその責めに帰する事ができない理由により、町民ホールを使用することができなくなったとき、又は特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 51

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	個人貸出の登録及び更新		
例規名 根拠条項	木曾岬町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則 第6条第2項		
例規番号	平成29年教育委員会規則第3号		
【基準】			
第6条の規定による。 (個人貸出)			
第6条 図書館資料の貸出を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。			
(1) 町内に住所を有する者			
(2) 町内の事業所等に勤務する者			
(3) 町内の学校に通学する者			
(4) 隣接自治体(桑名市、愛知県弥富市)に住所を有する者			
(5) その他館長が適当と認める者			
2 資料の個人貸出を受けることができる者は、所定の登録・更新申請書を館長に提出し、利用カードの交付を受けた者とする。なお、更新期間は発行より3箇年ごととする。			
3 前項の場合において、住所及び氏名を明らかにすることができる書類等を提示するものとする。			
4 個人貸出できる資料の数は、5点以内とする。			
5 個人貸出期間は、貸出日及び返納日を含めて14日以内とする。ただし、図書館業務のため必要があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。			
6 貸出を受けた資料は、他に転貸してはならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	団体貸出の登録及び更新		
例規名 根拠条項	木曾岬町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則 第8条第2項		
例規番号	平成29年教育委員会規則第3号		
【基準】			
第8条の規定による。 (団体貸出)			
第8条 資料の団体貸出を受けることができるものは、町内に所在する読書活動を行う団体のうち、館長が適当と認めたものとする。			
2 貸出を受けようとする団体は、所定の団体登録・更新申請書を館長に提出し、利用カードの交付を受けなければならない。			
3 同時に団体貸出できる資料の数は、館長が定め、その期間は、原則として30日以内とする。			
4 貸出を受けた資料は、他に転貸してはならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 53

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	利用カードの再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則 第12条第3項		
例 規 番 号	平成29年教育委員会規則第3号		
【基準】			
第12条の規定による。 (利用カード登録事項の変更及び再発行)			
第12条 利用カードの交付を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは所定の変更届出書を、また利用カードを紛失し若しくは破損したときは、所定の再交付申請書を館長に提出しなければならない。			
2 前項の場合において、住所及び氏名を明らかにすることができる書類等を提示するものとする。			
3 第1項の届出において、利用カードの紛失若しくは破損に係るものであるときは、館長は、利用カード作成費(50円)の納入を受けて再交付するものとする。なお、婚姻による氏名の変更及び小学生以下の児童については、一回に限り無料で再交付するものとする。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 55

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町体育館の設置及び運営に関する条例 第4条第1項		
例規番号	昭和55年条例第9号		
【基準】			
<p>第4条及び第5条、木曾岬町体育館の設置及び運営に関する条例施行規則第6条並びに木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 体育館(「設備器具」を含む。以下同じ。)の使用は、本町の住民又は本町に所在する事務所、工場等に限るものとし、それらの者が体育館を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めたときは、教育委員会はこれを許可しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可に体育館の管理上の必要な条件を附することができる。</p> <p>(使用の不許可等)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号の1に該当する場合は、体育館の使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 風紀秩序をみだし、公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) 営利を目的とした催しのための使用</p> <p>(4) その他使用させることが適当でないとき。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第6条 第4条第1項による申請において、使用日が引き続き3日以上にわたるときは使用を許可しない。ただし、教育委員会において特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 58

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町体育館の設置及び運営に関する条例 第7条第1項ただし書		
例規番号	昭和55年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 体育館を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、公用及び木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は社会教育を目的とする講習会等で使用するときは、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号の1に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することがなくなったとき。</p> <p>(2) 使用の5日前までに使用の許可申請を撤回したとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町体育館の設置及び運営に関する条例 第7条第2項ただし書		
例規番号	昭和55年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び木曾岬町体育館の設置及び運営に関する条例施行規則第10条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 体育館を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、公用及び木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は社会教育を目的とする講習会等で使用するとき、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号の1に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することがなくなったとき。</p> <p>(2) 使用の5日前までに使用の許可申請を撤回したとき。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 教育委員会は、条例第7条第2項ただし書の規定により使用者が次に掲げる場合に該当するときは、使用料を還付する。</p> <p>(1) 自己の責めにならない理由で体育館の使用ができなかったときは全額を還付する。</p> <p>(2) 使用日の前日5日までに許可の取消しを申請した場合において、教育委員会が相当の理由があると認めたときは、2分の1に相当する額を還付する。</p> <p>2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 61

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町球技場の設置及び管理に関する条例 第3条		
例規番号	昭和52年条例第30号		
【基準】			
<p>第3条、木曾岬町球技場の設置及び管理に関する規則第5条及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 木曾岬町に住所を有する者又は勤務する者(以下「住民」という。)及び木曾岬町教育委員会(以下「委員会」という。)が特別の理由があると認めた者が、次に掲げる施設を利用する場合は、委員会の許可を受けなければならない。この場合、許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。</p> <p>(1) 野球場</p> <p>(2) テニス場</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(使用期間の制限)</p> <p>第5条 使用期間が引き続き3日以上にわたるときには、その申請を受理しない。ただし、使用期間満了の際、他に使用者がいなく、又は委員会が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 62

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町球技場の設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例規番号	昭和52年条例第30号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (行為の制限)</p> <p>第4条 前条各号の施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商その他、これに類する行為をすること。 (2) 球技場を、その用途以外に使用することを目的とする集会を行うこと。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う球技場名、行為の内容その他委員会の指示する事項を記載した申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可の事項を変更しようとするとき、当該事項を記載した申請書を委員会に提出しその許可を受けなければならない。</p> <p>4 委員会は、第1項各号に掲げる行為が前条の規定による球技場利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可を与えることができる。</p> <p>5 委員会は、前条及び第1項の許可に球技場の管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 63

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	行為の変更許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町球技場の設置及び管理に関する条例 第4条第3項		
例規番号	昭和52年条例第30号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (行為の制限)</p> <p>第4条 前条各号の施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商その他、これに類する行為をすること。 (2) 球技場を、その用途以外に使用することを目的とする集会を行うこと。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う球技場名、行為の内容その他委員会の指示する事項を記載した申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可の事項を変更しようとするとき、当該事項を記載した申請書を委員会に提出しその許可を受けなければならない。</p> <p>4 委員会は、第1項各号に掲げる行為が前条の規定による球技場利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可を与えることができる。</p> <p>5 委員会は、前条及び第1項の許可に球技場の管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 65

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町球技場の設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	昭和52年条例第30号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第8条 委員会は、前条の規定にかかわらず、公用及び社会教育を目的とすると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町球技場の設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例規番号	昭和52年条例第30号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第9条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することができない理由によって使用することができなかつたとき。</p> <p>(2) 町の都合により利用の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 利用期日の3日前までに利用の取消しを申し出て委員会が相当の理由があつたと認めたとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 68

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用の許可
例規名 根拠条項	木曾岬町立学校施設の開放に関する条例 第4条第1項
例規番号	平成3年条例第22号
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第5条、木曾岬町立学校施設の開放に関する条例施行規則第5条並びに木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 開放施設の使用は、本町の住民又は本町に所在する事務所、工場等に限るものとし、それらの者が開放施設を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず町長が必要と認めたときは、教育委員会はこれを許可しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可に開放施設の管理上必要な条件を附することができる。</p> <p>(使用の不許可等)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号の1に該当する場合は、開放施設の使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 風紀秩序をみだし、公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があるとき。</p> <p>(3) 営利を目的とした催しのための使用</p> <p>(4) 開放施設を、その用途以外に使用すること及び使用させることが適当でないとき。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第5条 第3条第1項による申請において、使用日が引き続き3日以上にわたるときは使用を許可しない。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	
標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 71

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町立学校施設の開放に関する条例 第8条第1項ただし書		
例規番号	平成3年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (使用料)</p> <p>第8条 開放施設を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 ただし、公用及び木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は社会教育を目的とする講習会等で使用するときは、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号の1に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することがなくなったとき。</p> <p>(2) 使用の5日前までに使用の許可申請を撤回したとき。 (権利の譲渡等の禁止)</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 72

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町立学校施設の開放に関する条例 第8条第2項ただし書		
例規番号	平成3年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び木曾岬町立学校施設の開放に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用料)</p> <p>第8条 開放施設を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 ただし、公用及び木曾岬町文化協会加盟団体がその活動で使用するとき、又は社会教育を目的とする講習会等で使用するとき、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>2 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号の1に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することがなくなったとき。</p> <p>(2) 使用の5日前までに使用の許可申請を撤回したとき。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第8条により、既納使用料の全部又は一部を還付する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町において直接使用するため、許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 天災地変その他避けることのできない事由により、使用不能若しくは使用中止のとき。</p> <p>(3) 使用期日前5日までに、許可の取消又は変更を申し出て教育委員会において正当の事由があると認めたととき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 73

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	原状変更の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町文化財保護条例 第7条		
例規番号	平成21年条例第32号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (原状変更)</p> <p>第7条 指定文化財の所有者が当該文化財の原状を変更し、またその保護に影響を及ぼすおそれがあると思われる行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 74

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町立福祉・教育センターの設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	昭和58年条例第3号		
【基準】			
第5条及び第6条並びに木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用者の範囲)			
第5条 センターを使用できる者は、本町に居住する者とする。			
2 町長は、センターの管理上支障がないと認めるときは、前項に規定する者以外の者に使用させることができるものとする。 (使用の許可及び取消し等)			
第6条 センターを占有して使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。			
2 次の各号の1に該当すると認められるときは、センターの使用を許可せず、又は許可を取消す。 (1) 公益を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (4) その他町長が使用を不相当と認めたとき。			
(公の施設の利用における制限)			
第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 77

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町立福祉・教育センターの設置及び管理に関する条例 第7条第2項		
例規番号	昭和58年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 センターの使用の許可を受けた者は、別表第2のとおり使用料を使用室ごとに納付するものとする。</p> <p>2 町長が、特に必要と認めるときは、前項に定める使用料を減額又は免除することができるものとする。</p> <p>3 既に納付した使用料は返還しない。ただし、使用者がその責に帰することのできない理由によりセンターを使用することができなくなったとき、又は町長において特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 78

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	木曾岬町立福祉・教育センターの設置及び管理に関する条例 第7条第3項ただし書		
例規番号	昭和58年条例第3号		
【基準】			
第7条の規定による。 (使用料)			
第7条 センターの使用の許可を受けた者は、別表第2のとおり使用料を使用室ごとに納付するものとする。			
2 町長が、特に必要と認めるときは、前項に定める使用料を減額又は免除することができるものとする。			
3 既に納付した使用料は返還しない。ただし、使用者がその責に帰することのできない理由によりセンターを使用することができなくなったとき、又は町長において特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 79

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	補助の決定		
例規名 根拠条項	心配ごと相談事業の補助に関する条例 第2条		
例規番号	昭和39年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第2条から第4条までの規定による。</p> <p>(補助の方法)</p> <p>第2条 町長は、協議会に対し、その経営する心配ごと相談所に要する費用について、予算に定める範囲内で補助金を交付することができる。</p> <p>(申請手続)</p> <p>第3条 協議会は、前条の補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 心配ごと相談事業計画書</p> <p>(2) 心配ごと相談所費補助金所要額調書</p> <p>(3) 心配ごと相談所費収支予定額調書</p> <p>(4) 社会福祉協議会予算書</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第4条 町長は、補助金を交付するに当たり、心配ごと相談事業について、次に掲げる条件を付することができる。</p> <p>(1) 心配ごと相談所の運営に関しては、別表「心配ごと相談所運営要綱」によること。</p> <p>(2) 心配ごと相談事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 81

担当部署: 住民課

処分の概要	受給資格の認定		
例規名 根拠条項	木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例 第4条第1項		
例規番号	平成13年条例第13号		
【基準】			
第3条及び第4条の規定による。 (対象者)			
第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。			
(1) 木曾岬町の区域内に住所を有する者			
(2) 医療保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができる者			
(3) 前条第1項から第5項のいずれかに該当する者			
(4) 規則で定める所得の制限を超えない者 (受給資格の認定及び更新)			
第4条 対象者がこの条例に定める福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定の申請を行い町長の認定を受け、規則で定める受給資格を証する証明書の交付を受けなければならない。ただし、65歳以上障がい者については、この限りでない。			
2 前項の受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、規則で定めるところにより1年ごとに受給資格の更新の申請を行い町長の認定を受けなければならない。			
3 第1項及び前項の場合において、町長が必要と認めた場合は、対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、対象者を現に監護している者(以下「保護者等」という。)が対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 82

担当部署: 住民課

処分の概要	受給資格の更新		
例規名 根拠条項	木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例 第4条第2項		
例規番号	平成13年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (受給資格の認定及び更新)</p> <p>第4条 対象者がこの条例に定める福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定の申請を行い町長の認定を受け、規則で定める受給資格を証する証明書の交付を受けなければならない。ただし、65歳以上障がい者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、規則で定めるところにより1年ごとに受給資格の更新の申請を行い町長の認定を受けなければならない。</p> <p>3 第1項及び前項の場合において、町長が必要と認めた場合は、対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、対象者を現に監護している者(以下「保護者等」という。)が対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 住民課

処分の概要	証明書料の助成		
例 規 名 根 拠 条 項	木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成13年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 （証明書料の助成）</p> <p>第6条 町長は、受給資格者又は保護者等が福祉医療費の助成を申請するため、福祉医療費証明書料を支払ったときは、当該福祉医療費証明書の交付を受けるために要する費用について、その者に対し、規則で定める額を証明書料として助成する。ただし、助成の対象とならない福祉医療費にかかる証明書料を除く。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 86

担当部署: 住民課

処分の概要	受給資格証の再交付		
例規名 根拠条項	木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例施行規則 第7条第1項		
例規番号	平成13年規則第18号		
【基準】			
第7条の規定による。 (受給資格証の再交付申請)			
第7条 受給資格者又は保護者等は、受給資格証を破り、汚し、又は失ったときは、福祉医療費受給資格証再交付申請書(様式第4号)を、破り、又は汚した受給資格証を添えて、町長に提出し、再交付を受けることができる。			
2 受給資格者又は保護者等は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは直ちに、これを町長に返還しなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 87

担当部署: 住民課

処分の概要	福祉医療費の助成
例規名 根拠条項	木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例施行規則 第8条第5項
例規番号	平成13年規則第18号
<p>【基準】</p> <p>第8条並びに木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例第5条及び第10条の規定による。 (助成の申請)</p> <p>第8条 条例第8条第1項の規定による福祉医療費及び証明書料の助成の申請は、福祉医療費領収証明書(様式第5号)(以下「領収証明書」という。)に、受給資格証、医療機関の発行する医療費証明書及びその他町長が必要と認める書類を添付して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、条例第7条の規定により受給資格証の提示を受けた保険医療機関が福祉医療費及び証明書料に係る内容を記載した領収証明書又は領収証明一覧表(様式第6号)(以下「一覧表」という。)を木曾岬町長に対し提出したとき(当該保険医療機関が、領収証明書又は一覧表を木曾岬町長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会に対し提出した場合を含む)は、対象者から申請があったものとみなす。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、条例第9条に規定する受給資格者が同条に規定する保険医療機関において条例第7条の規定により受給資格証を提示して医療に関する給付を受けた場合において、当該保険医療機関から提出される当該受給資格者への医療に関する給付に係る診療報酬明細書等に基づき、町長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金三重支部が当該医療に関する給付に要した費用その他助成額の算定に必要な事項を町長に通知し、町長がこれによることが適当と認めるときは、当該通知をもって助成申請があったものとみなす。</p> <p>4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、対象者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)による医療の給付を受ける者にあつては、木曾岬町長がこれによることが適当と認める高確法第48条により設立された三重県後期高齢者医療広域連合の作成する帳票により助成をするものとする。</p> <p>5 第2項及び第3項、第4項の規定にかかわらず、対象者が町長に母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)第9条第1項に規定する養育医療の申請をした場合において、町長が当該養育医療の給付を行うことを決定したときは、第1項の申請が受給者からあったものとみなす。</p> <p>(対象医療費)</p> <p>第5条 町長は、対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額(以下「対象医療費」という。)に相当する額を福祉医療費として助成する。ただし、次の各号に掲げるものは、助成の対象としない。</p> <p>(1) 当該疾病又は負傷について他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときの当該医療に関する給付の額</p> <p>(2) 医療保険各法の規定に基づき保険者又は共済組合の規約、定款、運営規則等で、保険給付にあわせてこれに準ずる給付制度がある場合は当該給付を受けることができる額</p>	

(現に給付がなされるか否かにかかわらず当該制度により給付を受けたものとみなしてこの条例の適用をしないものとした額を含む。)

(3) 精神障害者における通院以外の医療に関する対象医療費に相当する額

2 前項に規定する医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(助成の決定)

第10条 町長は、第8条の規定による助成の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る福祉医療費及び証明書料の助成額を決定し、規則で定めるところにより決定した内容を通知する。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 88

担当部署: 総務政策課

処分の概要	助成資格の変更		
例規名 根拠条項	木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例 第4条		
例規番号	平成6年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (補助資格変更)</p> <p>第4条 前条の規定により認定を受けた当該認定の事項について変更を生じたときは、速やかに当該変更事項を申請し、町長の認定を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 89

担当部署: 総務政策課

処分の概要	助成の決定		
例規名 根拠条項	木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例 第5条		
例規番号	平成6年条例第24号		
【基準】			
第2条、第3条及び第5条の規定による。 (対象物件)			
第2条 この条例による助成の対象となるものは、前条の目的に供するもので、次に定めるものに限りこの条例を適用するものとする。			
(1) 本町の区域に有する地区集会所の建設費(この条例の助成を受けていない集会所の建て替え費を含む。)及び別表第1に定める年数を経過した地区集会所の建て替え費に係る助成を受けようとするときは、規則の定めにより、町長に申請しなければならない。			
(2) 本町の区域に有する地区集会所の修繕費で、別表第2に定める年数を経過した地区集会所の修繕費に係る助成を受けようとするときは、規則の定めにより、町長に申請しなければならない。			
(3) 地区集会所の修繕を行うときは、建設当時の原形に帰するものとする。			
(4) 地区集会所の修繕に伴う、給排、ガス施設及び電気設備並びに軽微な修繕に要する経費は、助成対象としない。			
2 冷暖房機器等の設置を必要とする場合は、規則の定めるところにより助成をするものとする。			
3 前2項のほか、自然災害や震災等により施設が使用不能となったとき、又は一般火災の発生により施設が類焼あるいは不慮の事故により過失が無く焼失した場合は、この条例の適用に当たっては災害の状況に応じ助成をすることもできる。			
(助成)			
第3条 町は、前条の対象地区に対して、建設(建て替えを含む。)及び修繕に要した経費の2分の1以内の額を予算の定めるところにより助成するものとする。			
(助成の決定)			
第5条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 91

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	入所の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町学童保育所条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第3条から第5条まで及び木曾岬町暴力団排除条例第9条の規定による。 (対象児童)</p> <p>第3条 学童保育所に入所することができる児童は、小学校に就学している児童であって、その保護者等が労働等により昼間家庭にいない児童とする。 (入所の許可)</p> <p>第4条 学童保育所に児童を入所させようとする保護者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 (入所の不許可等)</p> <p>第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を許可せず、若しくは入所の許可を取り消し、又は出席を停止することができる。</p> <p>(1) 当該学童保育所の定員に余裕のないとき。 (2) 保護者が第7条に規定する利用料金を滞納したとき。 (3) 児童が第3条の規定に該当せず、又は該当しなくなったとき。 (4) その他管理運営上、不適切と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 94

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	利用料金の減免		
例規名 根拠条項	木曾岬町学童保育所条例 第7条第3項		
例規番号	平成18年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (利用料金)</p> <p>第7条 児童の保護者は、前条の規定により学童保育所の運営の委託を受けた運営受託者に学童保育所の入所に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、運営受託者があらかじめ町長の承認を得て定める。</p> <p>3 運営受託者は、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 95

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	特別設備の許可		
例規名 根拠条項	木曾岬町学童保育所条例施行規則 第8条ただし書		
例規番号	平成18年規則第10号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (特別設備)</p> <p>第8条 運営受託者は、貸与された設備を変更し、又は特別の設備を設置してはならない。ただし、町長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 97

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	利用者負担額の減免等		
例規名 根拠条項	木曾岬町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める規則 第4条第1項		
例規番号	平成30年規則第16号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (利用者負担額の減免等)</p> <p>第4条 町長は、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用者負担額を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により利用者負担額を支払うことが著しく困難であると町長が認めるとき。</p> <p>2 前項の減免等を受けようとする者は、診断書等を添付して減免等の申請書を町長に提出するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 99

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	入園の決定
例規名 根拠条項	木曾岬町立認定こども園管理規則 第13条第2項
例規番号	平成30年規則第15号
<p>【基準】</p> <p>第12条及び第13条並びに木曾岬町立認定こども園条例第4条の規定による。 (入園資格)</p> <p>第12条 こども園に入園できる園児は、条例第4条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、3号認定子どもについては、月齢6箇月以降の者(当該年度の初日の前日において月齢6箇月以上の子どもをいい、途中入園の場合は、入園児の前日に月齢6箇月以上の子どもを含む。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入園を制限することができる。</p> <p>(1) 感染症疾病のため、他の子どもに感染するおそれのある者</p> <p>(2) 心身が虚弱で集団保育に堪えられないと認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める者</p> <p>(入園手続及び決定)</p> <p>第13条 1号認定子どもをこども園に入園させようとする保護者は、こども園に木曾岬町子ども・子育て支援法事務取扱規則第3条に規定する施設利用申込書兼保育児童台帳(施設型給付費・地域型保育費等支給認定申請書)に町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による申込みのあった1号認定子どもの数が別表に定める定員を超える場合は、抽選による選考をもって入園者を決定するものとする。</p> <p>3 町長は、1号認定子ども等(1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもをいう。以下同じ。)の入園を決定したときは、当該保護者に対し、事業所入所承諾書(第1号様式)により通知するものとする。</p> <p>(入園資格)</p> <p>第4条 こども園に入園できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第20条に規定する認定を受けた者</p> <p>(2) その他町長が特に必要と認めた者</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 103

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	受給資格の認定		
例規名 根拠条項	木曾岬町心身障害者福祉年金の支給に関する条例 第3条第2項		
例規番号	昭和47年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (支給要件)</p> <p>第3条 前条に定める障害者に対し次の各号に該当する場合、この条例の定めるところにより心身障害者福祉年金(以下「年金」という。)を本人又は介助者に支給する。</p> <p>(1) 毎年4月1日現在において本町の住民基本台帳に記録又は登録され住民となった日から引続き住所を有している者</p> <p>(2) 毎年4月1日から12月1日までの間に前条に規定する障害者に該当したときは、前号にて規定する住所要件を満たしていれば、4月1日より障害者であったものとみなす。</p> <p>2 年金を受けることができる者(以下「受給権者」という。)が年金を受けようとするときは、町長に申請してその受給資格について認定を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 104

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	年金の支給		
例規名 根拠条項	木曾岬町心身障害者福祉年金の支給に関する条例 第6条		
例規番号	昭和47年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (年金の支給)</p> <p>第6条 年金は、第2条に規定する障害者に対し、次の区分により毎年12月に支給する。</p> <p>(1) 療育手帳の判定欄がAに該当する者、又は別表第5号に定める1級及び2級に該当する者は、年額1万8,000円</p> <p>(2) 療育手帳の判定欄がB(中度)に該当する者、又は別表第5号に定める3級及び4級に該当する者は、年額1万5,000円</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 107

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	補助金の交付		
例規名 根拠条項	木曾岬町心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付に関する条例 第1条		
例規番号	昭和46年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第1条、第2条及び第4条の規定による。 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本町に居住する心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するため三重県心身障害者扶養共済条例(昭和45年三重県条例第10号)に基づき、三重県心身障害者扶養共済制度に加入した者(以下「加入者」という。)に対し、この条例の定めるところにより、補助金を交付する。 (補助額)</p> <p>第2条 補助額は、加入者が県に納付した掛金の2分の1の額とする。 (補助の要件)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けることができる者は、心身障害者の保護者であって加入時において次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(1) 町内に1箇年以上住所を有すること。</p> <p>(2) 心身障害者扶養保険契約の対象となりうる者であること。</p> <p>2 前項の外、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日の属する月の翌日から対象としない。</p> <p>(1) 加入者が死亡したとき。</p> <p>(2) 加入者が町内に住所を有しなくなったとき。</p> <p>(3) 加入者が2箇月以上掛金を滞納したとき。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 108

担当部署: 住民課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例規名 根拠条項	木曾岬町国民健康保険条例 第6条第1項		
例規番号	昭和41年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として42万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)、又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 109

担当部署: 住民課

処分の概要	葬祭費の支給		
例規名 根拠条項	木曾岬町国民健康保険条例 第7条第1項		
例規番号	昭和41年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 112

担当部署: 住民課

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例規名 根拠条項	木曾岬町国民健康保険条例 第27条第1項		
例規番号	昭和41年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第27条の規定による。 (徴収猶予)</p> <p>第27条 町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによって、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 納付義務者がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。</p> <p>(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。</p> <p>(3) 納付義務者がその事業又は業務について、甚大な損害を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>(2) 納期限及び保険料の額</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

担当部署: 住民課

処分の概要	保険料の減免
例規名 根拠条項	木曾岬町国民健康保険条例 第28条第1項
例規番号	昭和41年条例第13号
<p>【基準】</p> <p>第28条の規定による。 (保険料の減免)</p> <p>第28条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し保険料を減免する。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>(1) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(2) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>(4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>(5) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>(2) 納期限及び保険料額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p>	
標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日